

## 栃木県規則第六十号

栃木県漁業調整規則を次のように定める。

令和二年十一月十八日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県漁業調整規則

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 水産動植物の採捕の許可（第三条―第二十一条）	
第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第二十二条―第三十条）	
第四章 漁業の取締り（第三十一条）	
第五章 雑則（第三十二条―第三十四条）	
第六章 罰則（第三十五条―第三十八条）	

附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

**第一条** この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、栃木県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（代表者の届出）

**第二条** 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

#### 第二章 水産動植物の採捕の許可

（水産動植物の採捕の許可）

**第三条** 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、当該漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 やな
  - 二 瀬張網
  - 三 建網
  - 四 せき笠（方言通笠又は女やな）
  - 五 魚せき（方言なわばり）
  - 六 長ぶくろ網
  - 七 せき四手網
  - 八 かに笠
  - 九 刺網
  - 十 寄網
  - 十一 地びき網
  - 十二 待網
  - 十三 うなぎ笠
  - 十四 四手網（間口二メートル以上のものに限る。）
  - 十五 うぐい瀬付
  - 十六 柴漬
  - 十七 石倉
  - 十八 引掛（ガラス箱、水中眼鏡その他これに類する器具を用いるものに限る。）
  - 十九 掛釣（あゆの友釣を除く。）
  - 二十 替堀
  - 二十一 うなわびき（木片、羽その他これに類するものを付けないなわのみを使用するものに限る。）
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。
- 一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合

二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合  
(許可の申請)

**第四条** 前条第一項の許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、同項各号に掲げる漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 採捕の種類
- 三 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類
- 四 漁具によって採捕する場合にあっては、漁具の数及び規模
- 五 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 六 その他参考となるべき事項

2 第七条第一項の規定により許可する数の最高限度が定められた採捕の許可に係る前項の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。

3 知事は、前項の期間を定めるときは、これを公示する。

4 知事は、第一項の申請書のほか、採捕の許可をしようとするかどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可をしない場合)

**第五条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、採捕の許可をしてはならない。

一 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合

二 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、栃木県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可についての適格性)

**第六条** 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(許可の定数)

**第七条** 知事は、漁業調整のため特に必要があるときは、第三条第一項各号に掲げる漁具又は漁法ごとに採捕の許可をする数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

2 知事は、定数を定める場合には、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

3 知事は、定数を定めるときは、これを公示する。

4 前二項の規定は、定数を変更し、又は廃止する場合に準用する。

(許可の基準)

**第八条** 知事は、定数を定めた場合には、委員会の意見を聴いて、その許可の基準を定めるものとする。

(許可の条件)

**第九条** 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、委員会の意見を聴いて、当該許可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。  
(許可の有効期間)

**第十条** 採捕の許可の有効期間は、一年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、一年を超えない範囲内で、委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

(許可の失効)

**第十一条** 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(採捕の休止による許可の取消し)

**第十二条** 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から二月間、その許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕しないときは、委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十四条第一項の規定により採捕の許可の効力を停止された期間及び法第二百二十条第一項の規定による指示又は同条第十一項の規定による命令により第三条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動植物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。(適格性の喪失等による許可の取消し等)

**第十三条** 知事は、採捕の許可を受けた者が第六条各号のいずれかに該当することとなったときは、委員会の意見を聴いて、その許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、委員会の意見を聴いて、その許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

**第十四条** 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

**第十五条** 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 採捕に従事する者の氏名及び住所

三 採捕の許可の有効期間

四 採捕の許可の条件

五 その他参考となるべき事項

(許可証の携帯義務)

**第十六条** 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物を採捕するときは、知事その記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

**第十七条** 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項に規定する許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換交付の申請)

**第十八条** 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 採捕の種類

三 採捕の許可を受けた年月日及び許可番号

- 四 書換えの内容  
五 書換えを必要とする理由  
(許可証の再交付の申請)

**第十九条** 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換交付及び再交付)

**第二十条** 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第九条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- 二 第十三条第二項又は第十四条第一項の規定により採捕の許可を変更したとき。
- 三 第十八条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

**第二十一条** 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならぬ。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前二項の手續をしなければならない。

**第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置**

(禁止期間)

**第二十二条** 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物(いわな、ひめます、びわます(方言ほんます)及びやまめ(さくらますを含む。以下同じ。))にあつては、全長十五センチメートルを超えるものに限る。)を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物	禁止期間
あゆ	三月一日から五月十四日まで(那珂川及びその支流(茨城県との境界から上流の区域に限る。))における場合に限り三月一日から五月三十一日まで)
さけ	一月一日から十二月三十一日まで
いわな、ひめます、びわます(方言ほんます)及びやまめ	九月二十日から翌年二月末日まで(箒川及びその支流(那須塩原市塩原地先箒川発電所取水えん堤から上流の区域に限る。))、鬼怒川及びその支流(日光市高德地先道谷原発電所取水えん堤から上流の区域に限る。))、大谷川(華嚴滝最上端から上流の区域に限る。))、中禅寺湖並びに中禅寺湖に流入する河川及びその支流、西の湖並びに西の湖に流入する河川及びその支流並びに大芦川及びその支流(鹿沼市下大久保地先下大久保えん堤から上流の区域に限る。))における場合に限り九月二十日から翌年三月二十日まで)
かじか	十二月一日から翌年三月三十一日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。  
(全長等の制限)

**第二十三条** 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを

採捕してはならない。

水産動物	大さき
いわな、ひめます、びわます（方言ほんます）及びやまめ	全長十五センチメートル以下
うなぎ	全長二十五センチメートル以下
こい	全長二十センチメートル以下

- 2 何人も、さけ、いわな、ひめます、びわます（方言ほんます）、やまめ又はこいの産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 何人も、十二月一日から翌年三月三十一日までの間、かじかの産んだ卵を採捕してはならない。
- 4 前三項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

（漁具漁法の制限及び禁止）

**第二十四条** 何人も、次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- 一 ガラス笠、箱笠その他これに類する漁具
  - 二 水中に電流を通じてする漁法
  - 三 瀬干漁法
  - 四 う飼漁法
  - 五 う羽根追い漁法
  - 六 うなわびき漁法（第三条第一項第二十一号に掲げるものを除く。）
  - 七 ごろたびき漁法
  - 八 火光その他照明を利用してする漁法
  - 九 発射装置を利用する漁法
  - 十 潜水器具を利用する漁法
- 第二十五条** 何人も、次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以外は、水産動物を採捕してはならない。

漁具又は漁法	期 間
やな	七月一日から十月三十一日まで
瀬張網	八月一日から十月三十一日まで（姿川、思川（黒川合流点から下流の区域に限る。）、巴波川及び永野川における場合に限り九月一日から十一月三十日まで）
せき笠（方言通笠又は女やな）	七月一日から十月三十一日まで
魚せき（方言なわばり）	八月一日から十月三十一日まで
長ぶくろ網	八月一日から十月三十一日まで（姿川、思川（黒川合流点から下流の区域に限る。）及び巴波川における場合に限り十一月一日から翌年二月末日まで）
かに笠	九月一日から十一月三十日まで

（禁止区域）

**第二十六条** 何人も、次の表に掲げる河川の区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

河川の名称	河川の名称	河川	区域
江川	那須烏山市滝字馬場地先龍門の滝最上端から上流三十六メートル、下流三十六メートルの区域		
那珂川	那須塩原市西岩崎地先那須疎水取水堰 <small>（ぜき）</small> 中心線から上流百メートル、下流百メートルの区域 大田原市寒井字下河原地先矢組堰（寒井用水取水堰）中心線から上流百メートル、下流百メートルの区域		
余笹川	那須郡那須町大字沼野井字川添地先黒川発電所取水堰中心線から上流九十メートル、下流百メートルの区域		
黒川	那須郡那須町大字沼野井字新田地先黒川発電所取水堰中心線から上流百メートル、下流百メートルの区域		
松葉川	大田原市前田字郭内地先田町堰中心線から上流百メートル、下流百メートルの区域		
箒川	大田原市福原字城ノ内二百二十二番地地先西ノ原頭首工（西ノ原用水取水堰）中心線から上流百メートル、下流百メートルの区域		
思川	栃木市大光寺町九百四十六番地一地先美田東部頭首工（美田東部用水取水堰）中心線から上流百メートル、下流大光寺橋中心線に至る区域		
渡良瀬川	佐野市船津川町地先邑楽頭首工えん堤上流端から上流百メートル、下流二百メートルの区域		
鬼怒川	宇都宮市下岡本町地先岡本頭首工中心線から下流百メートルの区域		

**第二十七条** 何人も、次の表の上欄に掲げる河川と同表の中欄に掲げる河川の区域内においては、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川の名称	河川	区域	禁止期間
思川	栃木市西方町本城千六十二番地地先小倉堰中心線から上流百メートル、下流百メートルの区域		四月十五日から六月三十日まで
鬼怒川	真岡市勝瓜千七百四十二番地地先勝瓜頭首工（鬼怒川南部用水取水堰）中心線から下流四百メートルの区域		四月一日から九月三十日まで

（湖河魚類の通路を遮断して行う水産動植物の採捕の制限）

**第二十八条** 何人も、次の表の上欄に掲げる河川の区域において湖河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によつて水産動植物の採捕を行う場合には、同表の下欄に掲げる範囲の魚道を開通しなければならぬ。

河川	河川	魚道を開通すべき範囲
那珂川、荒川、武茂川、箒川、余笹川、鬼怒川、渡良瀬川、思川、大芦川		河川流幅の八分の一以上

（有害物の遺棄漏せつの禁止）

**第二十九条** 何人も、水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。  
2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、

- その者に対し、除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命じることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

（試験研究等の適用除外）

**第三十条** この規則のうち、水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 採捕の目的
  - 三 適用の除外の許可を必要とする事項
  - 四 採捕する水産動植物の種類及び数量
  - 五 種苗の供給のために採捕する場合にあっては、供給先及び供給する数量
  - 六 採捕する区域及び期間
  - 七 使用する漁具及び漁法
  - 八 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 4 知事は、第一項の許可をしたときは、その申請者に次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 適用の除外の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 二 適用の除外の許可を受けた事項
- 三 採捕する水産動植物の種類及び数量
- 四 採捕する区域及び期間
- 五 使用する漁具及び漁法
- 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 七 適用の除外の許可の有効期間
- 八 適用の除外の許可の条件

- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者が許可証に記載された事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

- 8 第十六条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

**第四章 漁業の取締り**  
（停泊命令等）

**第三十一条** 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命じることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

**第五章 雑則**

（漁場又は漁具等の標識の設置に係る届出）

**第三十二条** 法第二百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設

し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

**第三十三条** 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(添付書類の省略)

**第三十四条** この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

## 第六章 罰則

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項、第二十二條から第二十八條まで又は第二十九條第一項の規定に違反した者

二 第九条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した者

三 第十三條第二項、第十四條第一項又は第二十九條第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

**第三十六条** 第十六条第一項（第三十條第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

**第三十七条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第三十五條第一項又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

**第三十八条** 第十六条第三項（第三十條第八項において準用する場合を含む。）、第十七條から第十九條まで、第二十一條第一項若しくは第二項又は第三十條第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(栃木県内水面漁業調整規則の廃止)

2 栃木県内水面漁業調整規則（昭和四十七年栃木県規則第五十号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十九條の規定により第三條第一項の規定によつてしたものとみなされる旧規則第六條の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第十三條の規定は、なおその効力を有する。

4 改正法附則第二十九條の規定により第三十條第一項の規定によつてしたものとみなされる旧規則第三十四條第一項の規定によつてした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第三十四條第六項の規定は、なおその効力を有する。

5 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農村振興課)